



## 農産物直売所 オープン



1月14日(土)、中学校下の府道沿いに農産物直売所がオープンしました。農産物直売所は、平成5年10月に焼失してから、仮店舗で営業を続けてきました。新築された農産物直売所の売り場面積は前の店舗に比べ21㎡大きくなり58㎡。売り場はシャッターで大きく開き、開放的です。

千早赤坂農協が施設の管理をし、村内の農家約110戸でつくる千早赤坂農振連絡協議会が運営する農産物直売所では、通常、毎週土曜・日曜と祝日の早朝から、新鮮な野菜や果物、花などが安く提供されます。



## 20歳の記念日

成人の日の1月15日、くすのきホールで第43回千早赤阪村成人式が行われました。

今年、村では159人が成人を迎え、130人が出席。式典では、成人代表の中西 基さんが「社会の一員としての自覚を持ち、お年寄りに限らず、大人、子ども、病気や障害を持つ人の分け隔てなく生きてゆける社会の実現に努力したいです」と誓いのことばを力強く読み上げました。〔写真下〕

そして、恩師の先生など来賓の紹介では、懐かしい顔を見て、成人たちから歓声が上がっていました。〔写真上〕



## ■ 第43回千早赤阪村成人式 ■



第2部のアトラクションでは、少年少女合唱団の歌や、中学校吹奏楽部の演奏で、成人をお祝いました。

全員そろっての記念写真を撮り、テレホンカードや成人手帳などの記念品を受け取ったあと、成人たちは、玄関やロビーで、久しぶりに顔を合わせた友人と近況報告をしたり、晴れの姿をカメラに収めたりしていました。〔写真中〕

## みんなで お正月の遊び

### ■ 千早幼稚園のカルタ大会 ■

お正月にみんなで楽しむ遊びを残していこうと、冬休みが明けた各幼稚園・小学校で、カルタ大会などが催されました。

千早幼稚園では1月13日(金)、カルタ大会が行われ、年長組と年少組が3、4人の6グループに分かれてカルタ取りを楽しみました。「あいいうえおカルタ」を先生が読み上げるたびに、園児たちからは「はい!」という元気な声が飛びかいました。〔写真右〕



### ■ 小吹台小学校の百人一首大会 ■

また、21日(土)には、小吹台小学校で恒例の百人一首大会が行われました。〔写真左〕

大会では、4年から6年生の異なる学年を交ぜ、4人から6人の17班に分かれて腕を競いました。今回は、時間の都合で65枚しか詠まれませんでした。なかには一人で30枚以上も札を取る児童がいました。



## アットホームで好試合

### ■ バドミントン大会 ■

第3回村民バドミントン大会が12月23日(祝)、海洋センターで行われました。

今回は9組の参加があり、ダブルス部門での開催となりました。親子ペアや友達ペアなどのアットホームな雰囲気のなか、ときに白熱した好試合も見られ、参加者から歓声が上がっていました。試合の結果は、次のとおりです。〈敬称略〉

優勝 三原 清・倉林 泰弘組〔写真〕  
準優勝 富永 朱美・玉木三枝子組  
第3位 川谷 芳司・川谷 江美組



## 福を求めて

### ■ 水分の出合戎 ■

えべっさんで親しまれる水分にある出合戎では、1月9日(月)、10日(火)、年中行事の十日戎が行われました。

出合戎は、正式な社名を藤野森神社といって、楠木正成が元弘元年(1331年)に創建。正平14年(1359年)に現社殿となったそうです。

今年は、景気回復を祈ってか、たくさんの参詣者が訪れていました。



## 青春じゅずつなぎ (57)

小吹台 鶴目 裕士 さん

〈19歳・天秤座〉

### ■職業は……

学生です。自動車整備士になるための勉強をしています。

### ■性格は……

気分屋で、すぐに気がかわるタイプです。

### ■趣味は……

バイクや車でドライブすることです。去年の春のことですが、バイクで岡山県の倉敷まで4日間かけてツーリングしました。

### ■最近、楽しいなと思ったことは……

友達と関西国際空港までドライブをしたことです。夜景がとてもきれいでした。

### ■思い出のアルバムから……

2歳のころの写真です。場所は金剛山ですが、よく覚えていません。



### ■千早赤阪村について……

24時間営業のコンビニエンス・ストアがほしいですね。

### ■来月号は……

高校のとき、クラスで一緒だった木原庸貴さんです。

### ■木原さんへメッセージを……

受験が終わったら、遊びましょう。



▲ P.N.大黒ダグロさん(12歳)



▲ 井宮 麻理香さん(3歳)

## わが家のホープ



中津原 やぐら かれんちゃん

(矢 倉 茹 連)

—平成4年12月8日生まれ—

ご飯が大好きな“わが家のアイドル”。近所の人から笑顔がいいと、よく言われます。最近、おばあちゃんの言うことをまねて、いろいろしゃべります。いつまでも笑顔を保つことに。

—母・美由紀さん談—

イラストコーナー



千早小学校6年  
千福 小百合 さん  
せんぷく さ ゆ り

### わたしの夢

私の夢は、犬の調教師になることです。なぜかという、私は犬が好きで、前から犬に関係した仕事をしてみたいからでした。

犬は、しゃべれないけど、犬が人間の言葉を感じ取り、芸などをするのがすばらしいからです。

それに今「盲導犬訓練所」が東阪に作られているので、ぜひ、そこで働いてみたいです。そして、すごい犬を育てて、目の悪い人たちのために、役立てたいと思います。そして、犬の細かいところまで勉強していきたいです。



小吹台小学校6年  
森部 竜平 君  
もりべ りゅうへい

### ぼくの夢

ぼくの夢は釣りをすることで有名になることです。

釣りの全日本トーナメントやいろいろな世界のトーナメントに出て、賞を取りたいし、自分の名前が残るほどの大きな魚を釣ることもしてみたいです。

しかし、まだまだそこまでうまくないし、大きな魚がかかると、あせって糸を切られることもあります。だからもっと練習して、大きな魚がかかっても、あせらず落ち着いて取りこめるようにしたいです。そして、いつかはトーナメントで賞を取るようにしたいです。

## おたより 待ってます

「みんなのひろば」  
は村民の皆さんの  
ページです。

- ぼくの夢・わたしの夢：対象は小学生です。原稿用紙へ200～300字にまとめ、応募ください。写真は広報係で撮影します。
- イラストコーナー：イラストや絵などの作品をお待ちしています。はがきにサインペンなどで黒1色で描いてください。
- わが家のホープ：対象は5歳までの乳幼児です。応募された写真は掲載後返却します。

応募の注意：はがきや手紙には、住所、名前、年齢、電話番号、そして掲載時に匿名を希望する人は、ペンネームを必ず書いてください。

切手  
千早赤阪村役場  
広報係はがき係  
住所・名前・年齢・電話番号  
千早赤阪村水分180

▲あて先

# こころのとびらをひらく

## 『人権ってなに』

現在においても この人権を他者の心ない行為などで傷つけられている人がいます。

『幸せを求める権利は誰もが同じように持っている』ことを忘れないために、そして、みんながお互いの人権を尊重しあっているために、今、必要なのは人権意識の高揚であり、それは一人ひとりのテーマです。差別のない21世紀のために……今、私たちが、もう一度考えるべきではないでしょうか。

### 人権の考え方と歴史

21世紀を目前にひかえ、大変豊かで平和な生活を送れるようになった私たちですが、現在の生活を維持し、さらに健康で幸せに、自由で平等な生活を送りたいという願いをもっています。誰もが幸せを得るために、努力するのは当然のことです。

そして、その権利は日本国憲法でも保障されています。

しかし、人間の歴史にいつもつきまといてきた差別という問題が、誰もが求める幸せの享受や、幸せを得るための人権の享受をはばんできました。そして

誰かが平等に幸せを求める権利を持っているという日本国憲法の考え方は、私たち現代人が健やかに生きていくための大切な基本です。そしてその背景には、世界中で昔から、多くの人々が人権意識確立のための努力を重ねてきた事実があることも見逃せません。

かつて世界各地で、君主や貴族たちが「王権神授」という理論のもとに、大変強い権力を持

っていた時代がありました。人々は、その不公平さに疑問や不満を感じ、「人間は人間らしく生きる権利を天から平等に与えられている」という「天賦人権論」を掲げます。これに対し君主や国家は、自らが法律で制限する範囲で人権を認める「人権法定論」を推し進め、自らの立場を守ろうとしました。こうした権力者と一般の人々との間の人権を巡る対立から、18世紀末のフランス革命のときに出されたフランス人権宣言(1789年)など、現在にも通じる「自由人権思想」が誕生しています。

日本国憲法にも表されている「社会において幸福な生活を営むのに必要な人間として当然に持っている固有の権利」としての人権は、このような宣言がきっかけとなっていたのではないのでしょうか。

日本における人権問題

私たちの日常生活の中で、人権はどのように捉えられている

のでしょうか。人権が尊重されている間は、その大切さに気づかず、それが侵されたとき初めて「これは大変だ」と感じる水や空気のようなものといえるかもしれません。まず、自分の身近で、人権が本当に尊重されているか考えてみてください。

たとえば、いじめや体罰、不登校児など、子どもの人権を巡る問題があります。また、いわゆる「男女雇用機会均等法」などを通じて、女性の人権についての関心も高まっています。

さらに、急速に進む高齢者社会での高齢者の介護、独り暮らし生活がいの問題や、障害者が公平な立場で社会参加できる社会環境づくりの問題なども人権問題として積極的に考えていかなくてはなりません。そして国際化が進み、在留外国人が急増する中で、言語や宗教、思想、生活習慣が異なる在留・在日外国人について、その多様な文化を受け入れ、尊重すること、国際社会の一員としては当然

人権意識の高揚

差別は、どれほどささいなものであっても、人間として許される行為ではありません。同和問題をはじめ、あらゆる差別解消の動きが、以前にも増して盛んになってきている今、人権意識の高揚は、私たち一人ひとりの課題なのです。

まず、自分自身の心の中を見つめ直してください。差別する心、差別を生み出す偏見や独断などが潜んでいませんか。それに気づき、なくしていくことが、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解決していく第一歩です。そしてその意識を、家庭、職場、地域社会と、より大きな世界に広げていくことが大切です。

『すべての人間は自由で平等である』という人権尊重の考えと行動で、差別のない明るい社会の実現に努力を重ねていくことが、今、この世界に生きている私たちにできる未来への最良の贈り物ではないのでしょうか。

「ご意見・ご感想をお待ちしています。」 住民課人権啓発係

## 図書室だより



### 今月のおすすすめ

#### 北極のムーシカ ミーシカ

いぬい とみこ 作  
瀬川 康男 絵

北極くまムーシカ・ミーシカの双子の兄弟の物語。兄のムーシカはいたずらが好きで、自分から冒険の中へ飛び込み、勇気ある行動をする。

わが子の成長を温かく身守る母くまの愛と、一緒に住んでいないが父くまのわが子に対する大きな愛を、また、アザラシとの交流と、その友達のアザラシの肉を食べなければ生存していけないという厳しい自然の掟を、北極くまの生態を通して見つけさせられます。



#### すてきな三にんぐみ



トミー・アンゲラー 作  
いまえ よしとも 訳

黒マントの3人組の泥棒が登場し、その泥棒たちの持つおとしの道具が披露される。

さて、夜になると、えものを盗んで大あはれ。奪った宝は山の頂上の洞穴に運び込む。

あるとき、この3人組が、みなしこの女の子ティファニーをさらったのがきっかけで、すてきなことを思いついたのです。国中の孤児を集めて、立派な城を買いとり、住まわせるようになります。

#### 中国民話 王さまと九人のきょうだい

君島 久子 訳  
赤羽 末吉 絵

老夫婦が不思議な老人にもらった薬を飲んで「ちからもち」「くいしんぼう」「はらいっぱい」「ふつてくれ」「ながすね」「あつがりや」「さむがりや」「切つてくれ」「みずくぐり」という顔や体つきの同じ9人の子どもを得ました。あるとき、倒れた宮殿の柱を「ちからもち」が直しますが王様は信用しません。王様は兄弟に次から次へと難題をふっかけます。



## 兵庫県南部地震被災 お見舞い申し上げます

### 災害募金箱を設置

千早赤阪村社会福祉協議会  
(日本赤十字社大阪府支部千早赤阪村分区分・千早赤阪村共同募金会) では、次の6か所に「兵庫県南部地震災害募金箱」を設置し、被災された方々を救済するための義援金を受け付けています。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

なお、救援物資については、社会福祉協議会で受け付けています。詳しくは、社会福祉協議会まで。

募金箱設置場所

- ・役場窓口
- ・社会福祉協議会

### 被災地へ見舞金

千早赤阪村などは、1月20日、日本赤十字社を通じて、兵庫県南部地震の被災地へ、次のとおり見舞金を送りました。

- ◆千早赤阪村 50万円
- ◆千早赤阪村議会 10万円
- ◆千早赤阪村職員親睦会 10万円



# 都市計画法導入に向けて ②⑧

都市計画法導入に伴い、都市計画法、建築基準法等に基づき開発や建築の際、さまざまな手続きが必要なことはすでにお知らせしましたが、そのとき必要な手数料を紹介いたします。

## 開発許可等の申請手数料について

### 建築確認申請

建築物の建築を行うおとるときは、建築物の敷地、構造、建築設備が建築基準法やその関係法令に適合するものであるという確認を受けなければなりません（参考：広報平成5年3・4・5月号）。その申請の際の手料は、表1のとおりです。

### 開発許可申請

開発については、知事の許可を得て可能な開発行為と許可が不要な開発行為があります（参考：広報平成5年2月号、平成6年3月号）。許可が必要な開発行為の申請の際には表2の手料が必要とす。

### 建築許可申請

市街化調整区域における開発

行為を伴わない建築行為については、その区域内における規制の効果をより完全なものとするため、知事の許可が不要な建築行為と許可が必要な建築行為があります（参考：広報平成5年2月号、平成6年3月号）。許可申請の手料は表3のとおりです。

### 宅地造成許可申請

村の一定区域については、都市計画区域指定と同時に、「宅地造成工事規制区域」の指定がされる予定です。宅地造成工事規制区域内で宅地造成に関する工事を行うおとする場合は、知事の許可が必要となります（参考：広報平成5年11月号）。その許可申請の手料は、表4のとおりです。

## その他

### ●既存宅地確認申請

市街化調整区域に指定された際すでに宅地であった土地でかつ一定の条件（市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成しており、おおむね50以上の建築物が連担している）を満たすものを「既存宅地」といい、開発や建築をしようとする場合はそのような土地であることを知事の確認を受ければ、知事の開発や建築の許可を得て可能です。既存宅地であることの確認申請の手料は、1万㎡未満7200円、1万㎡以上1万2000円です。

### ●開発許可の地位承継承認申請

開発許可を受けた者からその開発区域内の土地の所有権等を取引した者は、その開発許可等の地位を承継できます。このときにも、知事の承認が必要で、その申請の手料は、自己用住居で1700円、自己用業務で1700円、2800円、非自己用が1万7000円です。

### ●既存権利の届け出

市街化調整区域が定められた際、自己の居住用または業務用のための建築物等の建築等の目的で所有権等を有していた者が

線引後6か月以内に届け出て、5年以内に行う開発行為は知事の開発許可を得て可能です。この場合、届け出には手数料は不要です。

要です。

〈問い合わせ〉都市計画課

## 水道事業のしくみ

水道事業所では、皆さんのご家庭に豊かで、きれいなおいしい水を絶え間なく一日も休むことなく送り続けるためや、増加する水需用に対し、施設の拡張や改良・整備工事を行っています。しかし、これらの事業には多額の資金や費用を必要で、水道料金収入だけでは、まかなうことができません。そこで、国や銀行からお金を借り（起債）、事業を行っています。この借金は皆さんからお支払いいただく水道料金のなかから毎年利息とともに返済しています。

これらの水道事業は、「地方公営企業法」という法律により定められていて「独立採算制」で事業を営んでいます。つまり、水道事業は大部分が皆さんからの水道料金でまかなわれているのです。

## 水道料金は便利な口座振替で

口座振替は、あなたの預金口座から自動的に水道料金が支払われる制度です。留守がちな方、お忙しい方、共働きの方、商売をされている方はもちろん、一般家庭でも大変便利です。

口座振替の申し込みは、最近の領収書と預金通帳、届け出の



〇〇銀行

## 取り扱い金融機関

千早赤阪農協・大和銀行・住友銀行・あさひ銀行・三和銀行・近畿銀行・さくら銀行・南都銀行・幸福銀行・泉州銀行・郵便局（大阪府内）

印鑑をお持ちになり、最寄の金融機関で手続きをしてください。

# ちはやあかさかの水道③



表1 建築確認申請手数料

| 床面積の合計 | 30㎡以内  | 30㎡を超え100㎡以内 | 100㎡を超え200㎡以内 | 200㎡を超え500㎡以内 | 500㎡を超え1,000㎡以内 | 1,000㎡を超え2,000㎡以内 | 2,000㎡を超え1万㎡以内 | 1万㎡を超え5万㎡以内 | 5万㎡を超えるもの |
|--------|--------|--------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|----------------|-------------|-----------|
| 手数料    | 8,000円 | 12,000円      | 16,000円       | 24,000円       | 50,000円         | 74,000円           | 210,000円       | 350,000円    | 700,000円  |

表2 開発許可申請手数料

| 開発区域の面積 | 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上3,000㎡未満 | 3,000㎡以上6,000㎡未満 | 6,000㎡以上1万㎡未満 | 1万㎡以上3万㎡未満 | 3万㎡以上6万㎡未満 | 6万㎡以上10万㎡未満 | 10万㎡以上   |
|---------|----------|------------------|------------------|---------------|------------|------------|-------------|----------|
| 自己用住居   | 8,400円   | 21,000円          | 42,000円          | 84,000円       | 130,000円   | 170,000円   | 210,000円    | 290,000円 |
| 自己用業務   | 13,000円  | 29,000円          | 63,000円          | 120,000円      | 190,000円   | 260,000円   | 330,000円    | 460,000円 |
| 非自己用    | 84,000円  | 130,000円         | 190,000円         | 250,000円      | 380,000円   | 500,000円   | 640,000円    | 850,000円 |

表3 建築許可申請手数料

| 宅地の面積 | 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上3,000㎡未満 | 3,000㎡以上6,000㎡未満 | 6,000㎡以上1万㎡未満 | 1万㎡以上   |
|-------|----------|------------------|------------------|---------------|---------|
| 手数料   | 6,700円   | 18,000円          | 38,000円          | 67,000円       | 94,000円 |

表4 宅地造成許可申請手数料

| 切土・盛土の面積 | 500㎡以内 | 500㎡を超え1,000㎡以内 | 1,000㎡を超え2,000㎡以内 | 2,000㎡を超え5,000㎡以内 | 5,000㎡を超え1万㎡以内 | 1万㎡を超え2万㎡以内 | 2万㎡を超え4万㎡以内 | 4万㎡を超え7万㎡以内 | 7万㎡を超え10万㎡以内 | 10万㎡を超えるもの |
|----------|--------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 手数料      | 7,300円 | 17,000円         | 24,000円           | 39,000円           | 58,000円        | 97,000円     | 150,000円    | 220,000円    | 290,000円     | 360,000円   |

# 村・府民税の申告はお早めに

村・府民税の申告期間は2月16日(木)から3月15日(水)までです。できるだけ早めにお済ませください。

申告をしなくてはならない人

平成7年1月1日現在、千早赤阪村に住んでおり、昨年1年間(平成6年1月から12月まで)に収入のあった人は申告してください。

ただし、昨年中に学生、病気、家事手伝いなどで無職・無収入であっても申告がないと非課税証明等が発行できませんので、申告にご協力ください。

申告をしなくてもよい人

給与所得者で給与所得以外に所得がなく、勤務先から村役場へ給与支払報告書が提出されている人。また、税務署へ所得税の確定申告をされる人。ただし、納税相談の結果、確定申告の必要がなくなった人は、村・府民税の申告が必要です。

申告に必要な書類

申告書のほか、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除等を受けようとする人は医療費の領収書、生命保険・損害保険の支払証明書、障害者手帳などが必要です。

必ず申告をしてください

申告書は、公営住宅の申し込み、就園奨励費の補助、各種融資の所得証明、私立高校の授業料の軽減申請、その他各種証明の基礎資料となります。申告がなかった場合、必要なときに融資や補助が受けられなくなりますので、必ず申告してください。

〈問い合わせ〉税務課

## 申告書の受け付け

| 月 日                             | 時 間          | 場 所                |
|---------------------------------|--------------|--------------------|
| 2月16日(木)～3月15日(水)<br>(土・日曜日を除く) | 午前9時～午後5時    | 千早赤阪村役場<br>(住民相談室) |
| 2月20日(月)                        | 午後1時30分～4時   | 千早老人憩いの家           |
| 2月21日(火)                        | 午前9時30分～午後4時 | 千早赤阪農協千早支所         |
| 2月22日(水)                        | 午前9時30分～午後4時 | 小吹台連絡所             |

より郵送いたしますが、万一届かない場合は連絡してください。

## 富田林税務署からのお知らせ

還付を受けられる人の申告指導と受け付け

富田林税務署では、市町村と共催で、住宅取得等特別控除・医療費控除・年金・年の途中での退職等で税金の還付を受けられる人の申告指導と受け付けを、次のとおり行います。

なお、相談の受付時間は、午後3時までです。ただし、相談人員が多数の場合は受け付けを事前に終了させていただくことがありますので、ご了承ください。

大阪市内にお勤めのサラリーマンの皆さんの所得税還付申告は、大阪市内の東・西・南・北の各税務署でも相談に応じ、受け付けています。

- ・東税務署  
大阪市中央区大手前1-5-63 (大阪合同庁舎3号館)
- ・西税務署  
大阪市西区川口1-7-9
- ・南税務署  
大阪市中央区谷町7-5-23
- ・北税務署  
大阪市北区南扇町7-13

から28日(火)の午前10時から午後5時の間、次の場所でも配布しています。

- ・大阪駅前第3ビル地下2階「自由空間」(土・日を除く)
- ・なんばウォーク(虹のまち)
- ・ウォーターパーク前「NTTテレコムプラザ大阪」(土・日・2月15日を除く)

贈与税の申告は2月1日から

贈与税の申告は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日

までです。個人から年間60万円を超える財産をもらったときには、贈与税がかかりますので、申告をお忘れなく。

このような場合にも贈与税が……ご注意ください!

贈与とは、「財産をあげましょう」「もらいましょう」という約束(契約)のことをいいます。しかし、このようなはっきりしたものでもなく、次のような場合は原則として贈与があったものとして取り扱われます。

## 財産をもらったときの税金 贈与税

親などから借金をしたとき

「あるとき払いの催しなし」とか、将来返せるようになったら返すという「出せ払い」のような借金は、実質的に贈与を受けたことと変わりありませんので、贈与があったものとされます。



妻や子の名義で預金をしたとき

夫や親の収入金を妻や子の名義で預金をしたときは、贈与があったものとされます。

※次のような場合、一定の要件に当てはまるときは、贈与税の特例が受けられます。

夫婦の間で居住用不動産の贈与が行われたとき

父母または祖父母から住宅取得資金の贈与を受けたとき

親が買った土地を子の名義で登記したとき

親が購入した土地や家屋、株式を子の名義で登記などをしたときは、贈与があったものとされます。



財産の名義を変更したとき

親が所有していた土地や家屋を無償で子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻の名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。

共働きの夫婦が住宅を買ったとき

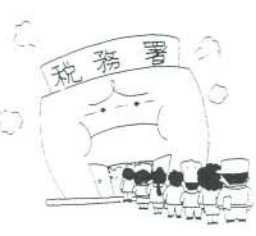
1,000万円の住宅を買い、夫が700万円、妻が300万円負担したとき、その住宅を夫名義にすると、妻から夫へ300万円の贈与となります。



所得税・個人事業者の消費税の確定申告はお早めに

平成6年分所得税の申告と納税は3月15日(水)までです。また、個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。お間違えのないように。

確定申告は、納税者が自分で1年間の所得や税額を正しく計算して、申告と納税をする申告納税制度となっています。



個人事業者の確定申告

富田林税務署では、近畿税理士会富田林支部と富田林納税協会の協力で、小規模事業者の所得税・消費税の確定申告の相談を開催します。

| 相談会場       | 場 所                         | 月 日                                                                            |
|------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 富田林納税協会    | 富田林市若松町西2-1702<br>(☎250121) | 2月8日(水)～10日(金)、13日(月)、14日(火)、16日(木)、17日(金)、20日(月)～24日(金)、27日(月)、3月6日(月)～10日(金) |
| 富田林商工会館    | 富田林市粟ヶ池町2969<br>(☎251101)   | 2月16日(木)、17日(金)、20日(月)、21日(火)、24日(金)、27日(月)、3月2日(木)、3日(金)、6日(月)、9日(木)、10日(金)   |
| 富田林市立中央公民館 | 富田林市本町16-18<br>(☎243333)    | 2月16日(木)、21日(火)、3月1日(水)、2日(木)、7日(火)                                            |
| 河内長野市商工会館  | 河内長野市昭栄町7-5<br>(☎535743)    | 2月16日(木)、17日(金)、20日(月)、22日(水)～24日(金)、3月1日(水)、2日(木)、7日(火)～10日(金)                |

◎受付は午後3時まで。(混雑した場合は早く締め切ることもあります)  
◎相談時間は午前10時から午後4時まで。(正午から午後1時まで除く)  
◎譲渡所得・贈与税の相談は、税務署をお願いします。  
◎サラリーマン等の還付申告は、東・西・南・北の各税務署でも受け付けています。

## 所得税

土地や建物を売ったとき  
分離譲渡所得となります。



「分離課税用」の確定申告書を使用してください。

ゴルフ会員権や絵画などを売ったとき  
総合譲渡所得となります。



「一般用」の確定申告書を使用してください。

「すまい」を売られた人も確定申告が必要です。

申告手続をすれば3,000万円の特別控除が受けられます。(一定の要件が必要です)



納税は期限内に

確定申告による所得税・個人事業者の消費税の納期限は、申告期限と同じです。期限内に納税を済ませましょう。また、税金の納付は安全・確実・便利な振替納税を利用しましょう。手続きは簡単です。

申告期限・納期限  
所得税 3月15日(水)  
消費税 3月31日(金)

〈問い合わせ〉  
富田林税務署(富田林市若松町西2丁目1697の1)  
☎243281

## 健やかな子どもを 育てるための講演会

「こどもは、こどもの中で育つ」「ちびっこギャング」……などこどもが少なくなつた現在では、目新しいことばのように聞こえます。「こどもの育つ道筋とは何か」「親として今、何が大切なのか」お話を聞きながら一緒に考えてみませんか。

観心寺保育園長の渡辺範子先生を講師に迎え、「こどもの世界をのぞこうよ」をテーマに講演会を行います。

乳幼児をもつ保護者はもちろん、妊婦さん、おじいちゃん、おばあちゃんもどうぞ。（こども連れ可）



日時 2月21日(火)  
午後1時～3時  
場所 くすのきホール(会議室)  
受付 2月15日(水)まで  
〈申し込み・問い合わせ〉  
健康福祉課

## 男性料理教室

富田林保健所管内在宅栄養士会では、男性を対象に料理教室を行います。

今回は魚を使った基本的な料理ですので、初めての人でも気軽に参加ください。

参加希望者は、はがき(住所、氏名、年齢、電話番号を記入)で応募ください。

日時 2月23日(木)  
午前10時～午後1時  
場所 富田林保健所(栄養室)  
定員 25人(先着順)  
費用 1300円(保険料含む)  
受付 2月16日(木)まで



備考 エプロン、三角巾、筆記用具、フキン、手ふき持参  
〈申し込み・問い合わせ〉  
富田林保健所管内在宅栄養士会(☎584 富田林市寿町3-11-35) ☎23 4400

# 健康のページ

H e a l t h y L i f e

## 息ぎれ医療相談会

毎日の生活の中で息ぎれを感じているあなた。専門医師による医療相談会を行いますので、気軽に相談ください。(要電話予約)

日時 2月21日(火)  
午後1時30分～3時30分  
場所 富田林保健所  
内容 近畿大学医学部附属病院の田中 明先生による医療相談  
〈申し込み・問い合わせ〉  
富田林保健所 ☎23 2681

## 被爆者2世健康診断

村在住の6歳以上の被爆者2世(被爆者手帳所持者を除く)の人を対象に、無料健康診断を行います。

希望者は、印鑑、親の被爆者手帳番号の控えを持って、2月15日(水)までに富田林保健所へ申し込みください。

健康診断は、阪南中央病院、耳原鳳病院、うえに健康センター、此花診療所、吹田市市民病院、新千里病院、野崎病院、関西医科大学付属香里病院、枚方市民病院で行います。

〈問い合わせ〉  
富田林保健所 ☎23 2681

## 保健所の業務が一部変わります

大阪府内の各保健所で行っていた薬事、食品、環境等の衛生監視業務やこれらに伴う試験検査業務のうち、広域性や高度専門性の要請の強い業務については、平成7年1月から茨木、四条畷、藤井寺、泉佐野の4つの保健所で実施することになりました。

なお、食品や環境の営業関係の許認可および検査の受け付けは従来どおり各保健所で行います。

詳細については、富田林保健所まで。

〈問い合わせ〉  
富田林保健所 ☎23 2681

## 大阪府重度障害者 特例支援給付金

大阪府では、制度的に障害基礎年金を受給することができない在日外国人の重度障害者に対して「大阪府重度障害者特例支援給付金」を支給します。申請は健康福祉課まで。

対象者

次のいずれにも該当する人

- ・大阪府内(ただし、大阪市内は対象外)に居住する外国人(帰化した人を含む)
- ・昭和57年1月1日より前に日本国内に外国人登録した人
- ・昭和57年1月1日より前に満20歳に達していた人で同日より前に身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受けた人

支給の制限

次のいずれかに該当するときは、給付金は支給できません

- ・生活保護を受給しているとき
- ・公的年金を受給しているとき
- ・社会福祉施設に入所している人で、大阪府以外の市町村の措置を受けているとき
- ・本人の前年所得が、限度額を超えるとき

給付金額 月額2万円

なお、支給に際し、既に支給要件に該当している人が3月31日までに申請をしたときは、4月に平成6年度分の給付金を一括して支給します。

## 金剛警備隊に入りませんか

金剛警備隊(隊長 北浦公生)は、金剛山の自然を守り、登山者の安全を図るため、昭和35年からボランティアで活動しています。その活動は、傷病人の救護、森林火災の予防、登山道の応急補修等で、冬山ではなくてはならない存在です。

金剛警備隊では、このような活動に興味がある人の参加をお待ちしています。

〈問い合わせ〉  
千早駐在所 ☎74 0112

富田林ライオンズクラブより金剛警備隊に制服20着を寄贈いただきました。お礼申し上げ報告させていただきます。

金剛警備隊

## 大阪職業能力開発 短期大学学生募集

大阪職業能力開発短期大学校

(ポリテクカレッジ大阪)では、学生を募集します。

設置学科は生産技術科、制御技術科、産業機械科、電気技術科、電子技術科、情報処理科、産業デザイン科、産業化学科で、定員は各20人です。

一般入学試験

2月14日(火)

願書受け付け

2月6日(月)まで

〈問い合わせ〉  
大阪職業能力開発短期大学校 ☎072 24 892112

## 高校中退者特別相談

大阪府では、高校中退者が抱えるさまざまな悩みに応えるため、電話や面接による総合相談窓口を開設します。

日時 2月8日(水)

午後1時～8時

・2月9日(木) 10日(金)

午前10時～午後5時  
場所 府立青少年会館内青少年相談センター(大阪市中 中央区森ノ宮中央2-13-33)

電話 ☎06 946 10003  
〈問い合わせ〉  
大阪府生活文化部青少年課 ☎06 941 10351

## 労働相談ホットライン開設

南大阪労働事務所では、「労働相談ホットライン」を開設します。

労働諸問題でお悩みの方は、電話でご相談ください。

相談料は無料で、秘密は厳守します。

日時 2月16日(木)

午前10時～午後4時

専用ダイヤル

☎072 24 623691

〈問い合わせ〉

南大阪労働事務所労政課 ☎072 24 6533

## 人工膀胱・人工肛門管理体験発表会

大阪オストメイト連合会では、人工膀胱・人工肛門管理体験発表会を行います。

日時 2月19日(日)

午後1時～4時

場所 大阪府中小企業文化会館(大阪市天王寺区上汐4-14-25)

費用 無料

〈問い合わせ〉

大阪オストメイト連合会(押見) ☎06 1357 18709

| 最低賃金の件名                                         |                                                   | 日 額     | 時間額              | 発効年月日            |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------|------------------|------------------|
| 大 阪 府 最 低 賃 金                                   |                                                   | 5,028 円 | 634 円            | 平成 6 年 9 月 30 日  |
| 産<br>業<br>別<br><br>最<br>低<br>賃<br>金             | 塗 料 製 造 業                                         | 5,992 円 | 749 円            | 平成 6 年 10 月 31 日 |
|                                                 | 電 気 機 械 器 具 製 造 業                                 | 5,500 円 | 690 円            | 平成 6 年 10 月 31 日 |
|                                                 | 一般機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 5,723 円 | 719 円            | 平成 6 年 10 月 31 日 |
|                                                 | 自動車・同附属品製造業                                       | 5,643 円 | 708 円            | 平成 6 年 11 月 30 日 |
|                                                 | 自 動 車 小 売 業                                       | 5,637 円 | 705 円            | 平成 6 年 11 月 30 日 |
|                                                 | 鉄 鋼 業                                             | 5,787 円 | 725 円            | 平成 6 年 11 月 30 日 |
|                                                 | 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業                            | 5,600 円 | 700 円            | 平成 6 年 12 月 19 日 |
| 各 種 商 品 小 売 業<br>(衣、食、住にわたる商品を一括して一事業所で小売する事業所) | 5,383 円                                           | 674 円   | 平成 6 年 12 月 24 日 |                  |

〈問い合わせ〉大阪労働基準局賃金課 ☎06-949-6506

## 平成7・8年度建設工事等入札参加資格審査受付

### 受付期間

3月1日(水)～15日(水)  
午前9時～午後5時30分  
(ただし、正午から午後1時および土・日曜日は除く)

### 提出書類

#### 建設工事

- ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(原本)
- ②建設業許可証明書
- ③工事経歴書(最近2か年)
- ④営業所一覧表
- ⑤登記簿謄本(法人)または身分証明書(個人)
- ⑥納税証明書(最近2か年)  
(ア)法人の場合＝法人税、法人事業税  
(イ)個人の場合＝所得税、個人事業税  
ただし、村に納税義務のある法人または個人は、村民税、固定資産税の納税証明書も必要です。
- ⑦印鑑証明書
- ⑧使用印鑑届(原本)
- ⑨委任状(代理人を選任する場合)(原本)
- ⑩経営事項審査申請書
- ⑪工事種類別完成工事高表および経営状況分析終了通知書
- ⑫経営事項審査結果通知書
- ⑬技術職員名簿(村内業者のみ)
- ⑭営業用機械器具一覧表(村内業者の

み)

※用紙は建設省統一様式(⑬・⑭は村指定用紙)、①・⑧・⑨以外は写しでも可。

#### 測量・建設コンサルタント

- ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(原本)
- ②経営規模等総括表
- ③登録証明書
- ④測量等実績調査
- ⑤技術者経歴書
- ⑥営業経歴書
- ⑦登記簿謄本(法人)または身分証明書(個人)
- ⑧財務諸表類
- ⑨納税証明書(最近2か年)  
(ア)法人の場合＝法人税、法人事業税  
(イ)個人の場合＝所得税、個人事業税
- ⑩印鑑証明書
- ⑪使用印鑑届(原本)
- ⑫委任状(代理人を選任する場合)(原本)  
※用紙は建設省統一様式、①・⑪・⑫以外は写しでも可。
- 水道事業物品
- ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(原本)
- ②経営規模等総括表
- ③営業所一覧表
- ④財務諸表類

- ⑤登記簿謄本(法人)または身分証明書(個人)
- ⑥営業経歴書
- ⑦納税証明書(最近2か年)  
(ア)法人の場合＝法人税、法人事業税  
(イ)個人の場合＝所得税、個人事業税
- ⑧使用印鑑届(原本)
- ⑨印鑑証明書
- ⑩委任状(代理人を選任する場合)(原本)  
※①・⑧・⑩以外は写しでも可。

### 資格条件

- ①禁治産者および準禁治産者ならびに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または、入札代理人として使用する者でないこと。
- ③営業を行うにつき、免許、許可または登録を要するものにあつては、当該免許、許可または登録を受けていること。
- ④国税および地方税を滞納していないこと。

### 〈申し込み・問い合わせ〉

- ・水道事業物品＝水道事業所
- ・水道事業物品以外＝総務課

## 第7回 南河内再発見シンポジウム

### 南河内のロマンを求めて「出会い・ふれあい・語りあい」

日時 2月18日(土)  
午後1時30分～4時30分

場所 大阪狭山市文化会館 SAYAKAホール  
(南海高野線「狭山遊園前」駅より徒歩約3分)

「21世紀いきいき  
南河内の光を創る」

講演会



国立民族学博物館助教授  
石森秀三氏

河内音頭  
ライブショー



若井 ぼん

南河内寄席



宮川大助・花子

参加希望者は、はがきに住所・氏名・電話番号・参加人数(1通で2人まで)を記入のうえ、申し込みください。先着順で入場整理券を送付します。入場は無料です。  
〈申し込み・問い合わせ〉 企画財政課

◎南河内にちなんだ品物が来場者に抽選で当たる「お楽しみ抽選会」もあります。



清水さんの作品「私の夢」〔推薦〕

## 写真コンテスト入賞者発表



山口さんの作品「霧の杉木立」〔楠公賞〕

昨年10月30日に金剛山の府民の森ちはや園地で行われた「秋の金剛山で!!」モデル撮影会(村、村観光協会主催)の写真コンテストの入賞者が決まりました。

コンテストには、58人から計168点の応募があり、この中から推薦1点、特選3点、入選10点、そして楠木正成生誕700年を記念して設けられた「楠公賞」の計15点を選びました。

なお、入賞作品は2月15日(水)から3月31日(金)まで、自然休養村管理センター1階のロビーで展示します。

▷推薦 清水 初代(富田林市)

▷特選 乗谷 保夫(泉大津市)

笠間 譲治(大阪市)

榎谷 利行(東大阪市)

▷楠公賞 山口 安教(和歌山県橋本市)

▷入選 戸端 英晴(兵庫県加古川市)

山田 蘭子(藤井寺市)

中林 淳(和泉市)

中島 啓一(松原市)

中島 布子(松原市)

浜 みさを(藤井寺市)

桂 千鶴子(藤井寺市)

藤森 忠(藤井寺市)

鳥井 照夫(羽曳野市)

田代 明治(池田市)

〈敬称略〉

〈問い合わせ〉 農林商工課 ☎721447

消防団員

12月9日付で、村消防団員の異動があり、初任団員が次のとおり任命されました。

今後、火災や災害時には、住民の生命・身体・財産を守り、また防火・防災にも積極的に取り組んでいただくことになりました。

▷初任団員

平田 清（森屋分団）

募 集

スキー教室参加者募集

村体育指導委員協議会では、「春のスキー教室」を開催します。参加希望者は参加費と印鑑を持参のうえ、海洋センターへ申し込みください。（電話での申し込みは不可）

▷期間 3月24日(金)の夜～3月28日(火)の朝

▷場所 長野県野沢温泉スキー場

▷対象 小学生以上の村在住・在勤者（ただし、小学校低学年は保護者同伴に限る）

▷定員 37人

▷費用 3万3,000円(昼食代・貸スキー代・リフト代は別)

▷受付 2月12日(日) 午前9時～

＜申し込み・問い合わせ＞

海洋センター ☎ ☎7183

春季バレーボール大会  
参加チーム募集

村バレーボール連盟では、春季バレーボール大会を開催します。今回の大会は連盟に加盟しているチームが対象

です。職場や学校、友達などで作っているチームの皆さんはこの機会に連盟に加盟して、参加ください。

▷日時 3月19日(日)

午前9時30分～午後2時

▷場所 海洋センター

▷受付 3月12日(日)まで

＜申し込み・問い合わせ＞

海洋センター ☎ ☎7183

テニス初心者講習会参加者募集

村テニス連盟では、第17回初心者講習会を行います。

▷日時 2月5日(日)から毎週日曜日

午後1時～（全6回）

▷場所 テニスコート

▷費用 3,000円

▷定員 30人

▷指導 日本テニス協会所属・上阪コーチ

＜申し込み・問い合わせ＞

・海洋センター ☎ ☎7183

・磯谷 範明 ☎ ☎7700

着付け同好会会員募集

日本の美「きもの」をもっと気軽に、美しく着こなしてみませんか。

くすのきホール・婦人学級講座（着付け教室）の参加者が同好会をつくり、活動を行っています。初歩から二重太鼓の結び方まで楽しく学習します。

和服に興味をお持ちの方、ご参加ください。

▷日時 第4木曜日

午前9時30分～11時30分

▷場所 くすのきホール（和室）

▷費用 1,100円（月額）

▷講師 山上孝代氏

＜申し込み・問い合わせ＞

清井 芳美 ☎ ☎0567

くすのきホール講座の  
見学場所変更と参加者募集

広報1月号でお知らせした「郷土の歴史を聞く会」の見学場所を上赤阪城跡等に変更します。

歩きやすい服装で、筆記用具を持参のうえ、ご家族おそろいで参加ください。

なお、雨天の場合は、くすのきホールでの学習になります。

▷日時 2月11日(土)

午前9時30分～11時30分

▷集合 くすのきホール

▷見学 奉建塔、上赤阪城跡

▷講師 郷土史家 岡山真美氏

▷対象 村在住・在勤者（小学校低学年以下は保護者同伴に限る）

▷費用 無料

▷受付 2月9日(木)まで

＜申し込み・問い合わせ＞

くすのきホール ☎ ☎1300

寄 付

社会福祉協議会にご寄付いただきました。厚くお礼を申し上げます報告させていただきます。 〈敬称略〉

社会福祉協議会福祉基金

◎古川政和（二河原辺84-3）  
金30,000円

亡母カメノ殿の供養として

◎TOKYO・P・C 大沼降雄  
（大阪市平野区瓜破4の1-3-705）  
金10,000円

◎東條桂子（森屋379）  
金100,000円

亡夫健二殿の供養として

◎仲村郁夫（千早992）  
金50,000円

亡祖母あい殿の供養として

●広報1月号の「社会福祉協議会からの寄付の報告」の中で一部脱字がありましたので、おわびして再度掲載させていただきます。

◎川邊 太（川野辺291）  
金100,000円

亡父博治殿の供養として

千早赤阪村社会福祉協議会

歳末助け合い運動

昨年末行いました歳末助け合い募金には、皆様の温かいご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

次のとおり報告いたします。

◎募金額 金2,350,136円  
（内訳）

戸別募金 金2,308,545円

法人・団体 金30,160円

個人 金11,431円

◎配分額 金2,350,136円  
（内訳）

身体障害者・児見舞金 金410,000円

知的障害者・児見舞金 金190,000円

ねたきり老人見舞金 金510,000円

独居老人見舞金 金285,000円

就学援護児童見舞金 金50,000円

被保護世帯見舞金 金10,000円

父子家庭見舞金 金30,000円

両親のいない家庭見舞金 金10,000円

施設入所者慰問費 金50,680円

事務経費 金21,012円

ふれあい資金へ 金783,444円

千早赤阪村共同募金会



金剛山積雪情報サービス  
☎ ☎740141

施設・  
電話番号案内

| 相 談                                |                                                         |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 行政相談                               | 2月16日(木) 午後1時～3時 役場庁舎別館(第3会議室)                          |
| 心配ごと相談                             | 2月2日(木)・16日(木)・3月2日(木) 午後1時～3時 役場庁舎別館(第3会議室)            |
| たのしく食べてヘルシーアップ<br>(食生活・健康についての相談会) | 2月24日(金) 午前9時30分～11時30分 役場庁舎別館(第3会議室)、先着2人、要予約(健康福祉課まで) |

ご み 収 集

|        |                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 普通ごみ収集 | 2月3日(金)・7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)・24日(金)・28日(火)・3月3日(金)・7日(火)・10日(金) |
| 粗大ごみ収集 | 2月1日(水)・3月1日(水)                                                              |
| 資源ごみ収集 | 2月15日(水) 空き缶・空きびん                                                            |

富田林保健所 ☎ ☎232681

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 4か月児健診   | 2月6日(月)・20日(月)・3月6日(月) 受付 午後0時30分～1時 母子手帳・ミルク・オムツ・筆記用具持参                        |
| 保健所赤ちゃん会 | 2月8日(水) 受付 午後1時～2時 富田林保健所、母子手帳持参                                                |
| 3歳児健診    | 2月3日(金)・3月3日(金) 受付 午後0時30分～1時 母子手帳・歯ブラシ・早朝尿持参                                   |
| 幼児歯科検診   | 2月17日(金) (平成5年2月生まれ) 受付 午後1時～1時30分 母子手帳・歯ブラシ持参、希望者のみフッ素塗布(390円)・カリオスタット(571円)実施 |
| マタニティ教室  | 2月14日(火)・21日(火)・28日(火) 午後1時～ 母子手帳・筆記用具持参                                        |
| 一般健康相談   | 2月1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)・3月1日(水) 午前9時30分～11時                                 |

人 の 動 き

|     |            |   |            |              |
|-----|------------|---|------------|--------------|
| 総人口 | 7,684人(+3) | 男 | 3,730人(-2) | 平成6年12月末日現在、 |
| 世帯数 | 2,150戸(+2) | 女 | 3,954人(+5) | ( )は対前月比     |

ごみの減量にご協力を  
—危険物などは、  
収集できません—

爆発の危険があるものや、重量、体積が大きいものは、処理できません。販売店等に引き取ってもらなどしてください。

| 産業廃棄物                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物)は、事業者責任で処理することになっています。※産業廃棄物についての相談は大阪府環境局環境整備課まで。(☎06-941-0351) |

| 危険物・薬品                                                    |
|-----------------------------------------------------------|
| ガスボンベ、廃油、バッテリー、消火器、農薬、劇薬物、殺虫剤                             |
| 処理が困難なもの                                                  |
| ピアノ、タイヤ、バイク、畳、スプリング入りマット、大型家電製品(テレビ、冷蔵庫など)<br>※詳しくは住民課まで。 |

## 学校給食

### 学校給食用物資納入業者登録募集

学校給食センターでは、平成7年度の学校給食用食材料を納入する業者の登録を募集します。

食材料等を納入するためには、この納入業者登録が必要で、登録に必要な書類は学校給食センターにあります。

なお、平成5年度または6年度の学校給食用物資納入業者登録に登録済みの業者は、継続して学校給食用物資納入業者とします。

#### ▷受付期間

2月15日(水)～22日(水)  
午前9時～午後4時30分

#### ▷受付場所

学校給食センター (桐山258)

#### 〈申し込み・問い合わせ〉

学校給食センター  
☎⑦1112

## 老人医療

### 老人保健制度

老人保健制度は、70歳以上の人(一定の障害のある人は65歳以上)を対象に、疾病の予防、医療費の共同負担などを柱とする制度です。

#### ◎お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、「健康保険証」(国民健康保険証、職場の健康保険証)と老人保健によって交付された「医療受給者証」「健康手帳」の提示が必要です。

それは、どの医療保険の被保険者であるかを確かめるためです。

#### ◎窓口で支払う一部負担金

|        |                                                                                                       |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 外<br>来 | 1か月につき<br>1,000円<br> | 一つの医療機関ごとに毎月最初の診療日に支払う。総合病院では各診療科ごと、内科と歯科では別々に支払う。          |
| 入<br>院 | 1日につき<br>700円<br>    | 入院日数分支払う。(ただし、老齢福祉年金受給者で生計維持者が住民税非課税のときは、1日300円を2か月間だけ支払う。) |

なお、一定の要件に該当し、村長の認定を受けた人には老人医療費の一部負担金相当額助成制度があります。

また、従来の医療費にかかる一部負担金とは別に、入院中の食事代について、次のとおり、負担していただきます。

|         |                      |         |
|---------|----------------------|---------|
| 入院中の食事代 | 一般の人                 | 1日 600円 |
|         | 住民税非課税世帯の人で90日までの入院  | 1日 450円 |
|         | 住民税非課税世帯の人で90日を超える入院 | 1日 300円 |
|         | 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者   | 1日 200円 |

「住民税非課税世帯の人」は「標準負担額減額認定証」、「住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者」は「老人医療の入院時一部負担金減額認定証」を医療機関の窓口で提示する必要があります。該当する人は、保険年金課へ申請してください。

#### ◎健康手帳の活用法

皆さんが利用する「老人保健の健康手帳」は、お医者さんにかかるときの受給資格を証明する大切な手帳です。

また、健康手帳は皆さんの健康状態を記録して残すことができ、その記録に基づいて必要な健康管理もできる大切な手帳でもあります。保管場所を決めて有効に使いましょう。

#### ◎医療費を有効に利用しよう

皆さんのちょっとした努力や工夫で、医療費は節約できるのです。

**7か条**

①要領よく症状の説明をしよう。

②家庭医を持とう。

③同じ病気でいくつも違うお医者さんにかかるのをやめよう。

④治療より予防に努めよう。

⑤健康診断は積極的に受けよう。

⑥栄養、運動、休養の健康3原則を守ろう。

⑦医療費に関心をもち健康保持の工夫をしよう。



〈問い合わせ〉保険年金課

## 国民年金

### 保険料の所得控除

農業や自営業者などの皆さん、あなたが昨年1年間に納められた国民年金、国民健康保険の保険料は「社会保険料」として控除の対象となっています。

所得から控除される額は、平成6年1月から12月までの間に納めた保険料です。

#### ◎国民健康保険料

1月から12月までの納付済の額

#### ◎国民年金保険料

| 保険料の種類                | 期 間 等         | 保険料額     |
|-----------------------|---------------|----------|
| 定 額 保 険 料             | 1月～3月<br>1か月  | 10,500円  |
|                       | 4月～12月<br>1か月 | 11,100円  |
|                       | 年間保険料額        | 131,400円 |
| 定 額<br>+<br>付 加 保 険 料 | 1月～3月<br>1か月  | 10,900円  |
|                       | 4月～12月<br>1か月 | 11,500円  |
|                       | 年間保険料額        | 136,200円 |
| 前 納(定額)               | 平成6年4月～平成7年3月 | 129,990円 |
| 前 納<br>(定額+付加)        | 平成6年4月～平成7年3月 | 134,670円 |

〈問い合わせ〉保険年金課

### 保険料の納め忘れはありませんか

平成6年度もあと2か月です。国民健康保険、国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

もう一度、お手元の納付通知書をお確かめください。

もし納め忘れていた保険料があれば、今すぐ納めましょう。

保険料の納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替制度をおすすめします。

〈問い合わせ〉保険年金課

## 農 地

### 無断転用は法律違反

「農地」は、食料生産・国土・環境保

全など重要な役割を果たしています。

この農地が無断で転用されたり荒らされたりしますと、農業の健全な発展と地域づくりに大きな支障をきたします。

農地転用とは、農地を住宅、工場、駐車場、山林等の農地以外の用途に供することです。

農地の転用には、知事の許可が必要で、許可を受けずに転用すると法律違反となり、無断転用者には工事等を中止させ、もとの農地に復元させることがあり、これに従わない場合は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

農地に関する相談や問い合わせは、各地区の農業委員または農業委員会事務局まで。

#### 〈問い合わせ〉

農業委員会事務局 ☎⑦1447

## 衛 生

### し尿処理の届け出を

し尿の定期くみ取りで、次のような場合は、住民課に届け出をお願いします。(届け出用紙は住民課にあります) 届け出がないと、くみ取りされなかったり、余分な手数料を請求されたりするなど、トラブルの原因になりますので、ご注意ください。

- ・転出等で、し尿のくみ取りの必要がなくなったとき
  - ・転入等で、し尿のくみ取りが必要となったとき
  - ・便槽の種類や世帯人員に変動(長期入院、長期出張等)があったとき
- 〈問い合わせ〉住民課

## 環境衛生

### ネズミ駆除月間

2月は「ネズミ駆除運動月間」です。赤痢やチフス等の消化器系伝染病の媒体となるネズミを駆除しましょう。また、ネズミのエサにならないように、食べ物の整理や生ごみの処理等を完全にし、ネズミの発生を防止しましょう。

村では、この運動月間中、住民課において、ネズミ駆除剤の無償配布を行います。必要な人は、役場までお越しください。

〈問い合わせ〉住民課



## 催 し

### なかよし作品展

南河内地区小・中学校養護教育研究会では、南河内地区の小・中学校の養護学級児童・生徒と富田林・藤井寺養護学校児童・生徒の作品を一堂に集めた作品展を催します。

▷期間 2月15日(水)～17日(金)  
午前9時～午後5時  
(ただし、17日は午後3時まで)

▷場所 すばるホール(富田林市)

〈問い合わせ〉  
教育委員会事務局指導課  
☎⑦1300



▽1月15日の朝、建て替えられた農産物直売所を取材しました。当初、営業時間は午前8時からでしたが、朝早くからお客さんがつめかけるため、今では午前6時から営業を始めています。取材をした日も、午前8時少し前には、すでにお客さんがたくさん集まっていました。かなりのにぎわいで、先着300人のせんごいは、あっという間になくなったそうです。直売所で販売をしている方に取材のため声をかけたところ、「寒いやろ、まあ一杯食べ」とオープン記念のせんごいを差し出されました。せっかくの好意なので、いただきましたが、私がもらった1杯が数に影響してなければいいのですが……(た)

こ  
ち  
ら  
編  
集  
室

## こんなことから火災に

コードレス電話で電話中に  
てんぷら鍋から出火

コードレス電話で友人と話しながら台所のコンロに点火。別の部屋に移動して話しているうちにコンロのてんぷら鍋から出火。初期消火が間に合わず台所が焼損。

- 【教訓】火の手は、目を離したその数分に
- ▶日ごろの注意ここがポイント▶
  - コンロの周囲は、整理整頓し、燃えやすいものを置かない。
  - てんぷら油火災防止機能など、安全装置が組み込まれた調理器具を使用する。
  - 住宅用自動消火装置を備え付けておく。
  - 日ごろから防火訓練などに参加し、初期消火などの知識を身につけておく。





## 「くすのきホールから見える景色」

くすのきホールの2階から、ワールド牧場が見えます。

赤い三角屋根の大きな建物はサイロでしょうか。その下にもカラフルな小さい三角屋根がいくつも並んで見えます。それは、今にも雪が降りそうな景色に、すてきなアクセントを付けています。

(作品提供 / 水彩画クラブ)

